

全国町村長大会要望

1、地方分権の推進

政府の地方分権改革推進委員会では、本年5月に「基本的考え方」をとりまとめ、中間とりまとめの後、3年以内の新たな地方分権一括法案の提出に向けた勧告を順次行うとしている。

真の地方分権改革は、地方の役割をより拡大させるとともに、地域の自主性・自立性の確立をはかり、住民の満足度を高め、多様性と創造性に溢れた社会を実現することであり、どの地域に暮らしていても「豊かな自治」を実現するものでなければならず、財政力の弱い小さな自治体に特に配慮したものでなければならぬ。

また、地方分権の担い手となる基礎自治体のあり方は、我が国の国土、歴史、文化等の地域事情を考えれば、多様な自治体が存在することが自然な姿であり、基礎自治体をその規模や単なる数字だけでつくりあげようとするような議論は、分権の流れに逆行するものである。

よって国は、地方分権を進めるにあたり、町村がこれまで果たしてきた役割を十分に認識し、次の事項を実現されたい。

- 1、国と地方の役割分担の一層の明確化と権限の移譲を推進すること。
- 2、国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化をはかること。
- 3、政府と地方の代表者等が協議を行

う(仮)地方行政財政会議」を早急に設置すること。

- 4、市町村合併をいかなる形であれ強制しないこと。

2、町村財政基盤の強化

町村は税源が乏しい中、農林水産業の振興はもとより、介護保険の実施など少子・高齢社会への対応、社会福祉施設等の充実、相対的に立ち遅れている生活関連施設の整備、資源循環型社会の構築等の環境施策の推進等、各般の政策課題を着実に推進する大きな役割が求められている。このため、厳しい条件下、自らも積極的に町村行政改革に取り組んでいるところであるが、町村がより自主的・主体的な地域づくりを進めるためには、税源移譲と偏在性の少ない地方税体系を構築することや、地方交付税を還元するなど一般財源の充実確保が不可欠である。

よって、国は地方分権改革推進法の基本理念に沿って、地方分権改革を推進するとともに、地域間格差の解消をはかり、町村財政基盤を強化するため、次の事項を実現されたい。

- 1、町村税源の充実強化
- (1) 地方税は、地方分権を実質的に担保する、地方自治の基礎を支えるものであり、国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における大きな乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分

を5・5とすることを旨に、次により、その充実強化をはかること。

ア、偏在性の少ない居住地課税である地方消費税と個人住民税を充実強化すること。

イ、地方税は地域偏在性の少ない税目構成とし、地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成となるようにすること。

ウ、具体的な税源移譲の検討にあたっては、町村は人口、従業員数とも少なく、税源移譲の効果が十分に及ばず、財政力格差の拡大が懸念されるため、町村の実情を考慮し、分割基準等の見直しについても、併せて検討すること。

エ、平成19年に行われた税源移譲の実施に伴い設けられた個人住民税における住宅借入金等特別税額控除や年度間の所得変動にかかる経過措置について周知徹底をはかること。

また、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除に伴う地方の減収額及び年度間の所得変動にかかる経過措置に伴う地方の負担額(歳出還付額)については全額国費で確実に補填すること。

(2) 個人住民税は、町村における負担分任を基調とした基幹的な税目であるので、安定的に充実するよう措置すること。その際、均等割の税率引き上げや諸控除の見直しを検討するとともに、新たな政策的控除は行わないこと。

また、公的年金受給者の納税の便宜や市町村における徴収の効率化をはかる観点から、公的年金等からの特別徴

収については、所得税や介護保険料において同様の制度が既に導入されていることを踏まえ、個人住民税においても早急を実施すること。

なお、これに伴う町村のシステム開発等にかかる財政的負担については十分な財政措置を講じること。

(3) 町村にとって重要な税源である法人住民税総額についてこれを確保すること。

また、分割法人の法人住民税について、課税標準にかかる分割基準に事務所または事業所の固定資産を加える等の措置により、配分割合を適正化すること。

(4) 固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、安定的に確保できるよう配慮すること。

特に、償却資産について、資産課税としての性格を踏まえることに加え、平成19年度税制改正における議論の経緯に鑑み、現行の評価方法を堅持すること。

(5) 入湯税は、温泉観光地の所在する町村にとって、環境衛生施設、消防施設等の整備や観光振興のための貴重な財源となっていることから、本税を充実し、現行制度を堅持すること。

(6) ゴルフ場利用税は、道路整備、環境対策など町村の行政サービスと密接な関連を有している。収入額の10分の7がゴルフ場所在市町村に交付されており、町村の貴重な財源として、地域振興をはかる上で重要な役割を果たしているため、現行制度を堅持すること。

(7) 軽自動車税の各種税率を引き上げること。

特に、原動機付自転車については、一台当たりの税収入額が徴税費用を下回っている現状となっていることから、税率を大幅に引き上げること。

また、軽自動車税の徴収率の向上をはかるため、軽自動車等の名義変更時及び廃車時等において、納税確認を義務付けること。

(8) 「ふるさと」に対する納税者の貢献や関わりの深い地域への応援が可能となるような税制上の方策いわゆる「ふるさと納税制度」については、地方税の課税原則等を踏まえつつ、地方団体の事務負担に十分配慮した検討がなされること。

(9) 道路特定財源については、道路が果たす役割や整備が遅れている市町村道の現状を踏まえるとともに、市町村の道路関係経費に占める道路特定財源の割合は21%（平成17年度）と極めて低く、大幅に不足していることから、現行税率を維持した上で、市町村への配分割合を引き上げるなど、市町村道路財源の充実強化をはかること。

(10) いわゆる環境税制については、環境施策において町村の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、町村財源が強化されるよう配慮するとともに、その早期導入をはかること。

(11) 租税負担の公平を期する見地から非課税等特別措置については、さらに整理合理化すること。

特に、固定資産税等の非課税措置、課税標準の特例措置の整理合理化を行うこと。

また、国の租税特別措置等については、地方への支障を来すことのないよう、必要な措置を講じること。

(12) 非営利法人制度の改革にあたっては、自治会等の地縁団体に対する課税の取扱いについて、課税強化とならないようにすること。

(13) 地方公営企業等金融機構が発行する債券（公営企業金融公庫が発行し、機構が承継する債券を含む）の商品性を向上させ、保有者層の多様化をはかつていくため、振替国債・振替地方債と同様に、非居住者等に対する利子非課税制度を創設すること。

(14) 地方税法改正については、年度末専決を行わなくてもよいよう、同法の早期成立をはかること。

2、地方交付税の充実強化
(1) 地方交付税は地方の固有財源であり、その性格を制度上明確にするため、名称を「地方共有税」（「地方交付税交付金」については、「地方共有税調整金」に変更すること）。

(2) 地方交付税（地方共有税）は、国の一般会計を経由せず交付税（地方共有税）特別会計に直接繰り入れること。

(3) 地方交付税の持つ財源調整・財源保障機能を堅持するとともに、多様な町村の財政需要を的確に反映させ、安定的財政運営に支障をきたすことのないよう、その算定方法を見直し、地方交付税を復元すること。

(4) 基準財政需要額の算定方式の簡素化のため、人口と面積を基本とする簡素な基準が導入されたが、多くの町村は、過疎、山村、離島、豪雪等の条件不利地域であり、その人口・面積も千

差万別である。このような町村の多様な財政需要を的確に反映するための工夫を重ね、個別町村の行財政運営に支障をきたすことのないよう、所要額を必ず確保すること。

(5) 地方交付税（地方共有税）制度について検討する場合は、町村の意見をも十分踏まえるとともに、スケールメリットが働きにくい町村の行財政運営に支障をきたすことのないよう配慮すること。

また、町村が人口割合に比べて広い面積を有し、国土保全、地球温暖化防止等に重要な役割を果たしていることを考慮し、面積要素を加味するなど人口を中心とした配分基準を是正すること。

なお、段階補正については、これ以上の縮減は行わないこと。

(6) 国の政策減税の実施に伴い地方の財源不足が生じる場合には、地方共有税（地方交付税）の法定率を引き上げること。

なお、特例加算や特別会計による借入れは行わないこと。

(7) 「頑張る地方応援プログラム」の財源については、地方交付税本来の財源保障・調整機能を損なわないよう別途確保すること。

(8) 「中期地方財政ビジョン」について、地方6団体の参画を得て作成するとともに、策定に向けてのスケジュールを早期に提示すること。

(9) 今後の市町村分に係る留保財源率の見直しについては、町村財政の現況と課税客体に乏しく、人口の少ない町村の実情を十分考慮すること。

(10) 町村の公債費負担が増高していることに鑑み、対象事業の実情を考慮し、元利償還金に対する算入率を適正に見直すこと。

3、国庫補助負担金の廃止（一般財源化）

(1) 国から地方への税源移譲に対応する国の財源については、地方から既に提出済みの「国庫補助負担金等に関する改革案」を着実に実施し、国庫補助負担金を廃止（一般財源化）することや事務事業を廃止するなどにより確実に措置すること。

(2) 国庫補助負担率をカットすることなどは単なる負担転嫁にすぎないので行うべきではなく、財政面における地方の自由度を高めるために、国庫補助負担金そのものを廃止（一般財源化）すること。そのため、国庫補助負担金の総件数を半減させることを当面の目標とすること。

4、地方債の充実改善
(1) 町村が生活関連社会資本整備等を推進するため、地方債資金の所要総額を確保するとともに、町村は資金調達能力が弱いこと等を踏まえ、長期・低利の公的資金を安定的に確保すること。

(2) 過疎地域の自立促進に向けた各種施策を推進するため、過疎債の所要額を確保すること。

また、辺地債の所要額を確保すること。

(3) 高利の公的資金にかかる地方債の繰上償還制度については、更にその対象範囲を拡大するとともに、要件の緩和をはかり、財政の健全性を確保する

こと。
 5、第三セクター等の経営状況に鑑み、第三セクターに関する指針を踏まえ、運営改善のための所要の措置を講じること。

3、国・地方間の財政秩序の確立

地方分権改革推進法の施行により、第二期地方分権改革が確かな第一歩を踏み出した。町村が自らの判断と責任において、行政を運営することができるようになり、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するため、国は次の事項を実現されたい。

- 1、国から地方への権限・税財源の更なる移譲及び国庫補助負担金の一般財源化を積極的に推進すること。
- 2、国庫補助負担金の廃止に伴い、従前と同一又は類似の目的・内容を有する新たな国庫補助負担金を創設することは、厳に行わないこと。
- 3、国庫補助負担金等に係る地方公共団体の超過負担については、速やかに実態を把握し、完全解消すること。

また、補助対象資産の有効活用・転用等について、その運用・関与の改革を一層推進すること。

- 4、国の新規施策及び制度改正により、コンピュータシステムの開発・変更の必要がある場合、その改修費用等について財政措置を講じること。
- 5、町村が負担する法令に基づかない負担金（法令外負担金）が、町村財政を圧迫し、町村が行う行政改革の推進を阻害していることから、国が所管する関係団体の整理・統合の検討及び負担金等の削減について必要な措置を

講じること。

4、情報通信技術（ＩＴ）の進展に対応した情報化施策の推進

ＩＴ新改革戦略により、いつてもどこでも、誰でもＩＴの恩恵を享受できる社会の実現に向けた各種の政策が進められている。

電子行政の推進は住民の利便性やサービスの向上、行政の効率化の観点から、町村にとっても重要な課題である。

よって、国は町村の取組みに対し、次の事項を実現されたい。

- 1、住民基本台帳ネットワークシステムについては、市町村の事務負担の軽減、情報化の推進に資するものとなるよう適切な措置を講じること。
- 2、「総合行政ネットワーク」や「行政手続のオンライン化」にかかる基盤整備について、適切な措置を講じること。
- 3、町村の事務の効率化をはかるため国から提供される情報については電子データを活用すること。
- 4、住民の情報活用能力（情報リテラシー）の向上を図るため、ＩＴ活用住民生活向上対策を推進すること。
- 5、地上デジタル放送については、国民の理解を得られるよう徹底した広報・啓発を行うとともに、放送事業者と連携して、電波状況等による地域間格差が生じることのないよう補助制度の充実等適切な措置を講じること。
- 6、地理的位置や空間に関する情報等、国土空間データ基盤の整備を高度情報通信社会の基盤と捉え、町村にお

ける地理情報システム（GIS）の整備、普及の促進に適切な措置を講じること。

5、国土政策の推進

国土政策は、国土の均衡ある発展をはかることが基本である。しかしながら、近年、様々な地域間格差が拡大している。とりわけ、多くの農山漁村を抱える町村は、人口減少と少子・高齢化が進行しており、国土の保全や地域社会の維持に苦慮している。

こうした中、相対的に立ち遅れている地域の国土基盤の整備を急ぐとともに、全国のそれぞれの地域が特性を活かした適切な役割を、将来にわたり担っていけるよう、地方重視の国土づくりを展開する必要がある。

また、近年頻発している各種大災害の教訓を踏まえ、災害に強い安全なまちづくり、むらづくりをはかることも配慮すべきである。

よって、国は次の事項を実現されたい。

- 1、国土形成計画の策定にあたっては、農山漁村地域の果たす役割を積極的に評価するとともに、その位置付けを明確にし、持続可能な農山漁村地域の形成のため、国において総合的な施策を推進する内容となるよう十分に配慮すること。

また、広域地方計画を策定する際は、農山漁村地域を抱える町村の意向を反映させるため、広域地方計画協議会に町村を加えること。

なお、整備が遅れている生活基盤の整備を推進するとともに、森林、農地

等、国土資源の保全、管理が喫緊の課題となっていることを踏まえ、国民の幅広い合意を基礎とした担い手確保等のための施策を確立し、推進すること。

- 2、災害に強い国土づくりのためにも、長期的視点に立つて人口及び産業の地方分散を推進すること。加えて、国の行政機関、研究学園施設等については地方定住、特に若者の定住にも配慮して広く地方に分散・立地させること。
- 3、地域主導による個性的で魅力ある地域づくりを推進するため、権限移譲を進めるとともに、地域づくりに資する情報の提供等、適切な措置を講じること。
- 4、農山漁村地域を活力にあふれた住みやすい地域として再生するため、農山漁村活性化対策並びに農林漁業振興対策等、各般の施策を総合的、計画的に推進すること。

また、人口の減少と高齢化の加速等により放置されている山村の森林、中山間部農地等については、国土管理に配慮した適切な措置を講じること。

- 5、高規格幹線道路及び空港、新幹線等の高速交通網の整備を推進すること。

特に、航空輸送の果たす役割の飛躍的な増大に鑑み、地方空港の整備を積極的に推進すること。

また、整備新幹線については、国土の均衡ある発展をはかり、豊かさを実感できる国民生活を実現するために不可欠なプロジェクトであるので、早期着工、早期完成を目指して推進するこ

と。
6、情報格差の是正、住民サービス向上のため総合的、計画的な地域情報化を推進すること。

特に、光ファイバー網、移動通信、CATV等の情報通信基盤の整備を通信事業者と連携して推進する等適切な措置を講じること。

また、地上デジタル放送について、国民の理解を得られるよう徹底した広報・啓発を行うとともに、放送事業者と連携して、電波状況等による地域間格差が生じることのないよう補助制度の充実等適切な支援措置を講じること。

7、次期「社会資本整備重点計画」に定める目標を達成するため、港湾整備及び海岸整備を着実に推進すること。

6、環境保全対策の推進

循環型社会への取り組みや有害物質処理、さらには地球環境問題など、廃棄物の処理は地域の住民にとっても重大な問題となっている。

また、地球温暖化防止に係る国際的な動向を踏まえ、町村においても、温室効果ガスの削減のための効率的、効果的な取り組みが求められている。

このような中、町村が総合的かつ計画的な廃棄物処理対策及び環境保全対策を展開できるように、国においては、次の事項を実現されたい。

1、廃棄物処理対策の改善強化

(1) 次期「廃棄物処理施設整備計画」を策定するとともに、同計画を着実に推進すること。

また、廃棄物処理施設の整備を推進

するため、適切な措置を講じること。
なお、ダイオキシン等の有害物質対策及びRDF施設の安全対策を推進すること。

(2) 有毒な新素材の使用を禁止し、一般廃棄物、建設廃材、処理困難廃棄物及び産業廃棄物等の処理については、製造、販売業者及び処理業者等の法的責任の強化と監視体制を確立すること。

また、硫酸ビッチ等の不法投棄防止のための対策を充実するとともに、不正軽油の製造を防止するための対策を強化すること。

(3) 廃棄物処理施設の解体に対しては、適切な措置を講じること。
(4) 廃棄物処理施設等の周辺地域における環境影響等の実態調査を推進するとともに、環境整備対策を検討すること。

(5) 外国等からの海岸漂着物の処理を、関係省庁が一体となって総合的かつ効果的な対策を確立するとともに、多大の財政負担等を強いられている地元町村に対して適切な措置を講じること。

2、健全な循環型社会の構築

(1) リデュース(発生抑制)、リユース(再利用)、リサイクル(再利用)の3Rに重点を置いた循環型社会の形成を推進すること。

また、次期「循環型社会推進基本計画」の策定にあたっては、排出者責任や拡大生産者責任に基づく適正な3R、処分等を強力に推進すること。

(2) 「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)の見直しにあたって

は、次の事項について留意すること。

資源の有効活用及び有害物質への適切な対応をはかる観点から、ブラウン管型以外のテレビや衣類乾燥機、電子レンジ等をはじめとする普及が著しい家電製品についても対象品目に追加すること。

不法投棄への防止策として、監視体制の整備をはじめ、引き取り・リサイクルにかかる費用を製品販売時に徴収する仕組みに改めること。

不法投棄物の回収は、小売業者、製造業者等の責任で行うこととし、町村が不法投棄物を回収した場合、その回収費用を製造業者等の負担とするなど、町村の新たな負担とならないよう万全の措置を講じること。

また、市町村が行う不法投棄対策に対し、製造業者等が資金面も含め協力する体制を構築すること。

不法投棄者に対し、罰則規定の強化など厳しく対応すること。

製造業者等が設置する指定引取場所の増設及びA・Bグループの共有化を行うこと。

(3) 持続的な容器包装リサイクル制度の確立のため、循環型社会づくりの基本理念である拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化をはかるとともに、分別収集・選別保管に係る町村と事業者の費用負担及び役割分担について、適切な見直しを行うこと。

また、リターナブルびんの普及等、リユースを優先させる仕組みを構築すること。

(4) 「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(自動車リサイクル法)の運

用にあたっては、不法投棄車の回収費用などについて、町村の財政負担とならないよう、万全の措置を講じること。

(5) 国・製造業者の責任を強化して不法投棄対策に万全を期するとともに、製造業者が製品のリサイクル性の向上や廃棄物の量の削減に取り組むよう強力に指導すること。

(6) 低コストのリサイクル技術の開発、リサイクル製品の流通体制の確立と需要の拡大等総合的な廃棄物再生利用対策を強力に推進すること。

3、地球温暖化対策の推進

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき町村が策定する「実行計画」に基づき温室効果ガスの削減目標を確実に達成できるように、積極的な支援体制を構築すること。

4、アスベスト問題に係る対策の強化

隙間のない健康被害者の救済、今後の被害を未然に防止するための対応、国民の有する不安への対応について定めたアスベスト問題に係る総合対策を強化し、国民の安全と安心を確保するために万全の措置を講じること。

5、環境教育の推進

環境を保全し、持続可能な社会を構築するため、場や機会の拡大、人材の育成等により、学校、職場、地域社会等における環境教育を推進すること。

7、地域活性化対策の推進

国土の均衡ある発展をはかる見地から、財政基盤の弱い町村を重点的に活性化し、地域経済の再生、少子・高齢社会への対応をはじめ、若者も定住す

る豊かで住みよい地域社会を構築する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1、町村が個性と活力ある地域社会の構築に向け、少子・高齢化への対応、地域資源の活用促進等、当面する政策課題に重点的に取り組めるよう、各省バラバラで行われているタテ割行政を排し、政府が一体となって地域活性化施策を強力に推進すること。

2、関係各省の様々な地域活性化施策について、町村が積極的に地域活性化に取り組めるよう、施策の体系化をはかること。

また、産学官が連携して地域活性化に取り組めるよう、適切な支援措置を講じること。

3、地域づくりと住民生活充実のため、文化、スポーツ施設の整備及び有効活用を促進するとともに、住民参加の促進対策等を強力に支援すること。

4、農山漁村地域が果たしている公益的役割に鑑み、後継者の育成及び雇用を確保するため、農山漁村地域活性化対策を推進すること。

また、地域材の利用を促進するため、森林・林業振興対策を推進すること。

5、地域経済活性化対策を推進するとともに、適切な措置を講じること。

また、地域の自主性を尊重しつつ、地域雇用対策を推進すること。

6、国際化に対応した地域づくりのため、町村が実施している国際交流・協力事業及び在日外国人に関する対策等について適切な措置を講じること。

7、人口が急増する町村は、小・中学校等の教育施設、公共下水道、廃棄物処理施設等の生活環境施設などを緊急に整備する必要があるため、地域の実態に即した適切な措置を講じること。

8、地域保健医療対策の推進

急速な高齢化の進展、慢性疾患の増加等による疾病構造の変化、保健サービスに対する地域住民のニーズの高度化や多様化等に対処するため、総合的な地域保健医療対策を推進することが必要である。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1、地域保健の充実

(1) 母子保健事業について適切な措置を講じること。

(2) 保健師、助産師、栄養士等の養成確保をはかること。

2、地域医療体制の充実

(1) 医師等の確保について

産婦人科医・小児科医を始めとする医師不足が深刻化している診療科について、医師の斡旋・調整を行うなど、早急に医師確保対策を講じること。

地域医療を担う医師の養成と地域への定着を促進するため、臨床研修終了後、一定期間過疎地域等へ勤務することを義務付けるなど、具体的な方策を講じること。

看護職員の養成をはかるとともに、診療報酬改定に伴う看護職員の地域偏在について、早急に改善策を講じること。

(2) 自治体病院に対する支援について

自治体病院の安定的運営のため、医師標準及び看護職員の配置基準にかかるとる診療報酬の減額について、過疎地域等の現状に鑑み緩和措置を講じるとともに、不採算部門を抱える自治体病院に対し、財政支援を充実すること。

(3) へき地医療の充実・確保について

第10次へき地保健医療計画の実施にあたっては、国においても、総合的な対策を講じること。

9、少子化社会対策の推進

我が国においては急速に少子化が進展しており、合計特殊出生率が過去最低を更新し、少子化傾向はきわめて深刻さを増している。

人口減少社会の到来は、社会的影響として少子化による世帯規模の縮小や地域社会の活力が低下・衰退し、経済的影響として生産年齢人口や労働力人口の減少、消費支出の減少を通じて、経済成長にマイナスの影響を与え、更に社会保障負担に対する現役世代の負担の増大が懸念される。

よって、国は、子育ての価値、魅力について、国民全体の認識を高める啓発活動を積極的に行うなど、「子ども・子育て応援プラン」に沿って、次の事項を総合的に推進すること。

1、多様な柔軟な保育サービスを推進すること。
2、乳幼児医療費の無料化やひとり親家庭の医療費に対する助成などを含め、子育て世帯に対する経済的支援を充実すること。

3、男性の子育て参加の促進、仕事と家庭の両立等働き方の見直しをはかること。
4、男女共同参画社会づくりを推進すること。

5、若者の就労支援等の自立促進をはかること。

10、障害者保健福祉施策の推進

障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、福祉施策を推進し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1、次期「障害者プラン」を策定すること。

2、障害者の社会参加を推進すること。

3、障害者の自立支援を目的とした各種福祉サービスの充実をはかること。

4、重度障害者の医療費に係る助成措置の拡充をはかること。

11、老人保健福祉対策の推進及び介護保険制度の円滑な実施

介護保険制度は国民の間に定着しつつある一方で、利用者が増加の一途を辿り、これに伴い給付費もまた急速に増大している状況にある。

超高齢社会を迎えるなか、利用者が安心してサービスを受けられるよう制度の更なる充実を図る必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1、保険者について
市町村が保険者となっているが、市町村が希望する場合には公平、公正かつ、効果的な制度運営のため、都道府県単位の広域連合組織等での運営を推進すること。

2、保険料について
(1) 保険者の責に帰さない事由により高額な保険料となる場合については、実態に即した適切な措置を講じること。

(2) 介護保険料の上乗せ賦課に伴う、国民健康保険料(税)の収納率低下により生じる歳入欠陥については、適切な措置を講じること。

3、財政調整について

(1) 国の負担(居宅給付費の25%、施設等給付費の20%)のうち5%が調整財源とされているが、調整財源については外枠とするとともに、算定基準に介護保険施設の病床数を加味すること。

(2) 財政安定化基金にかかる財源は国及び都道府県において負担すること。

4、要介護認定について

(1) 公平、公正かつ迅速な認定を確実なものとするため、都道府県の責任において審査基準や不服に対する統一見解の提示及び連絡調整を行う本部並びに生活圏域を単位として審査判定を行う支部を設置すること。

(2) 認定審査会については地域の実情に応じた審査体制の整備をはかること。

5、介護報酬等について

(1) 訪問介護の給付については、身体介護と生活援助の二類型設定となつて

いるが、これを一本化するなど、実態に即した見直しをはかること。

(2) いわゆる「介護タクシー」の取り扱いについては原則制度外とすること。

(3) 介護保険施設の住居費等の徴収については低所得者に十分配慮すること。

(4) 福祉用具の貸与については、品目の選定・利用に関する適切な情報提供を行うとともに、利用者が希望する場合は購入可能とすること。

6、家族介護に対する評価について
(1) 町村においては家族介護に依存する度合いが高いという現状に鑑み、現金給付の制度化を含め支援策を充実すること。

(2) 同居家族に対する訪問介護に係る基準について、時間規制の2分の1要件は削除すること。

7、サービス提供事業者等について

(1) 市町村において行う苦情処理事務については、円滑に処理できるよう支援体制を強化するとともに、適切な措置を講じること。

(2) 市町村特別給付については法律政省令等によって関与しないこと。

8、介護基盤の整備について

(1) 市町村介護保険事業計画に基づき介護サービスが適切に提供できるよう、介護基盤整備については人材の育成・確保等にかかる支援策を含め適切な措置を講じること。

(2) 介護療養型医療施設の廃止に伴う老人保健施設等への転換については現場に混乱が生じることの無いよう地域の実情に十分に配慮した必要な措置を

講じること。

(3) 介護保険施設については、町村が必要とする事業に対する地方債及び地方交付税による万全の措置を講じること。

(4) 身体障害者更正施設等入所者で障害者施策の住所地特例が適用されている者が引き続き介護保険施設に入所する場合は、当該施設に措置した市町村が保険者となる住所地特例を適用すること。

9、その他

(1) 介護保険制度に関する国民の理解と協力を得るため、的確な広報を十分に行うこと。

(2) 高齢者が可能な限り自立可能となるよう、地域支援事業等の推進をはかること。

(3) 高齢者がその実態に応じ、就業の機会を確保できるよう雇用対策を充実すること。

また、知識と経験を活かせる適当な仕事に従事し、教育、経済等社会活動に積極的に参加できる機会を確保するための対策を充実すること。
(4) 認知症の高齢者に対する総合的対策を推進すること。

12、医療保険制度の一本化の実現等

市町村保険者は国民健康保険事業の健全な運営のため、日夜懸命の努力を傾注しているところである。

市町村国保は他制度に比べ高齢化率が高く、無職世帯も5割を超え、加入者の所得額に対する保険料(税)負担も著しく高額となっており、これ以上の保険料(税)の引き上げ及び一般会

計からの繰り入れについては、もはや限界に達するなど、制度の維持運営に支障を来している。
よって国は次の事項を実現された

い。

1、国民皆保険制度を堅持するため、各医療保険間における保険料負担の格差・不平等の解消をはかり、都道府県単位を軸とした保険者の再編・統合をさらに推進し、最終的には国保と被用者保険を一本化すること。

2、高額医療費共同事業や保険財政共同安定化事業など国民健康保険制度の財政基盤の強化策を継続して推進すること。

3、平成20年4月から施行される後期高齢者医療制度については、住民・市町村及び制度運営の主体である広域連合等の保険者に混乱が生じることのないよう万全の措置を講じること。

特に、電算処理システムにかかる開発・改修費などの必要経費については、万全の措置を講じること。

4、合理的な医療費に関する方策

(1) 療養病床の再編にあたっては、現場に混乱が生じることの無いよう地域の実情に十分に配慮した必要な経過措置を設けること。

(2) 高齢者を中心として、長期療養者や慢性疾患に対する合理的な診療報酬包括支払方式を導入すること。

(3) 薬価及び保険医療材料価格を適正化する。

(4) かかりつけ医機能の強化促進により、不必要な重複受診を避けること。

(5) レセプト審査を適正化するとともに、レセプト及びカルテの電子化を推

進すること。

(6) 難病等の特殊な疾病については国の負担とすること。

(7) 低所得者対策については制度外で実施するなど十分に配慮すること。

(8) 生活習慣病対策を推進するとともに、市町村保健事業を支援すること。

(9) 生活保護世帯の人工透析の医療費に係る町村負担分について適切な措置を講じること。

13、教育施策等の推進

21世紀を切り拓く心豊かでたくましい子どもを育成を目指すため、それぞれの多様な個性や特性を尊重し、生かし、育てる教育環境を整備する必要があり、人々が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、あらゆる場所において学習できる環境を整え、社会全体の活性化を図っていくことが重要である。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1、義務教育の充実改善

(1) 教育行政は自治事務であり、地域の実情に応じ、創意・工夫をこらしながら、地域のニーズに即した教育を行うための権限及び財源を地方に移譲すること。

(2) 教育委員会については、それぞれの地域の実情に応じて任意に設置することができるよう必要規制を緩和すること。

(3) 学校生活におけるいじめや非行等の問題行動が多発している現状に鑑み、生徒指導の充実強化及び児童・生徒の豊かな心の育成を推進すること。

(4) 普通学級に在席する、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥・多動性障害)など障害をもつ児童・生徒に対する教職員等の配置を含む特別支援教育の充実を図ること。

2、義務教育施設の整備等

義務教育施設の耐震補強事業等について、適切な措置を講じること。

また、統廃合に伴う既存施設の解体等については、町村の実情に配慮した措置を講じること。

3、青少年の健全育成対策

(1) 青少年の社会への参画、体験活動等青少年の意欲向上・自立支援事業を推進すること。

(2) 最近の青少年による凶悪事件の頻発に鑑み、専門的見地からの原因究明をはじめ、その防止対策を総合的に推進すること。

4、生涯学習等の振興

生涯学習の振興方策及び地域教育力の再生事業を推進すること。

5、その他

(1) 文化財保護行政は、当該自治体の負担が過重になっていることに鑑み、史跡等整備事業など文化財保護に対する適切な措置を講じること。

(2) 小・中学校等にかかる現行の放送受信料免除措置を継続すること。

14、農業・農村対策の推進

我が国の農業・農村は、過疎化・高齢化の進展による担い手の減少、耕作放棄地の増加、国際化の一層の進展等大変厳しい状況にある。

また、国内外におけるBSE(牛海綿状脳症)や鳥インフルエンザ等の発

生、食品の虚偽表示など、依然として食の安全・安心を脅かす事態が生じており、食に対する国民の信頼は著しく低下している。

このような状況において、食料・農業・農村基本法を基礎として策定された「食料・農業・農村基本計画」を踏まえ、食の安全と安心の確保をはかるとともに、安定した足腰の強い農業農村の構築を早急に実現する必要がある。

よって、国は、次の事項を実現されたい。

1、食の安全と安心の確保と「食料・農業・農村基本計画」の推進

(1) 食の安全と安心の確保
ア、消費者保護を第一に、食に対する安全と安心を確保するため、「食品安全基本法」及び関連する法制度に基づき、食品安全行政を着実に推進すること。

イ、食卓へ生産情報を届けるトレーサビリティシステム(生産加工履歴情報を把握できる仕組み)を、輸入食品を含め多くの食品に導入するとともに、その円滑な推進と適正な実施のための体制を整備すること。

また、輸入が再開された米国産牛肉の取り扱いについては、安全性の確保に万全を期すとともに、国民の理解が得られるよう努めること。

ウ、食品表示については、消費者の適正な商品選択、安全性への関心の高まり等に資するため、加工食品の原料原産地表示品目の拡大など引き続きより一層の充実をはかり、わかりやすく信頼される表示制度を確立するとともに

に、不正を見逃さない監視体制の整備をはかること。

(2) 食料・農業・農村基本計画の推進
食料・農業・農村基本計画において示された食料自給率目標の達成に向け、関係施策を着実に推進すること。

2、国内農業生産体制の強化と国産米の消費拡大

(1) 新たな米政策への円滑な移行
今年産から導入された農業者・農業者団体による主体的な需給調整システムが円滑に実施されるよう引き続き必要な環境を整備するとともに、米価の下落に歯止めをかけ、安定をはかること。

(2) 農業生産の総合的な振興

耕種と畜産の連携強化等による農業生産の総合的な振興をはかることと、野菜等の価格安定制度の充実、生産省力機械の開発普及、生産資材費の軽減対策を推進すること。

また、原油価格の高騰に対応して、省エネ技術の普及や金融税制措置など必要な対策を講じること。

(3) 畜産対策の推進

ア、「家畜排せつ物法」の完全履行をはかるため、処理施設の整備、堆肥の広域流通など畜産環境対策の一層の推進をはかること。

イ、BSE(牛海綿状脳症)及び鳥インフルエンザについては、その発生原因を早急に究明し、再発防止のための万全の対策を講じるとともに、関連諸対策を引き続き強力に推進すること。

なお、鳥インフルエンザの発生により関連事業者が被る損害についても補

填制度を創設すること。

また、口蹄疫等畜産にかかると海外伝染病の国内侵入・まん延防止対策等の防疫対策の一層の強化をはかること。

(4) 国産米の消費拡大と食育等の推進
ア、米を中心とした日本型食生活の再構築を目指すとともに、コメパンの普及など米消費拡大策を強化すること。

イ、健全な食生活の実現により心身の健康と豊かな人間形成をはかるため策定された食育推進基本計画に基づき、国民の食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、地産地消に向けた対策を強化すること。

(5) 国内農産物の輸出推進

国内農産物の需要の拡大をはかるため、輸出促進に向けた環境を整備するとともに支援対策を強化すること。

3、WTO農業交渉への対応

WTO農業交渉については、各国の多様な農業の共存を基本とし、農業の多面的機能への配慮や食料安全保障の確保などを内容とする「日本提案」の実現に向け、粘り強い交渉を強力に展開するとともに、上限関税の導入を阻止し、重要品目の数を十分に確保すること。

また、各国と個別に行われるEPA（経済連携協定）・FTA（自由貿易協定）交渉においても、こうした基本的な考え方のもとに我が国農業・農村の実情に十分配慮しつつ取り組むこと。特に、日豪EPA交渉にあたっては、米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖などのわが国農業の重要品目について、関税撤廃の対象から除外するなど適切

に対応すること。

4、地域農業の体質強化

(1) 地域農業の担い手の育成・確保と経営構造対策の推進
新規就農者を広く内外から確保するため、子どもの時から農業に親しめる環境や就農情報の提供体制を整備するとともに、地域農業の中核的な担い手となる認定農業者等への支援対策の強化や認定農業者の認定基準の拡充をはかるなど総合的な対策を講じること。

また、地域における加工、流通等を含めた高付加価値農業への取り組みを一層支援するための経営構造対策を推進すること。
(2) 農業経営安定対策の推進
今年度から導入されている品目横断的経営安定対策については、同制度の周知徹底に努めるとともに、着実な推進をはかること。

また、対象となる作物の拡大や経営要件の緩和を行うとともに、事務手続きの簡素化をはかること。
(3) 農地・水・環境の保全管理対策の推進
今年度から本格実施されている地域の共同活動を支援する農地・水・環境保全向上対策については、地域の多様な実情を踏まえ、弾力的な運用や事務負担の軽減に努めるとともに、適切な財政措置を講じること。

また、耕作放棄農地等の増加傾向に対処し、国土の保全管理を推進するため、不在地主の農地や管理放棄された農地に対する適正管理対策を強化すること。
(4) 農業農村整備の推進と負担金の軽

減

農業農村整備事業の円滑な推進に資するため、農家や地元町村の負担を軽減するとともに、これら負担金の償還に対し、借り換えや繰り延べ等の円滑化対策を講じること。

また、農地・農業用水等の地域資源を保全するための土地改良施設の維持管理対策を強化すること。

(5) 優良農地の確保と有効利用
優良農地の確保と有効利用を積極的推進するとともに、地域の実態に応じた土地利用をはかるため、土地利用の計画策定及び諸規制に係る権限については町村長に移譲すること。
(6) 野生鳥獣害対策の推進
シカ、イノシシ、サル、クマ等の野生鳥獣による農業被害が広域化・深刻化しているため、町村が主体的に対策に取り組むことができるよう新たな法的枠組みを創設するとともに、抜本的な防止対策を講じること。

(7) 農業関係団体の見直し
最近の地域農業構造の変化や食料、農業、農村に関する諸制度の見直しを踏まえ、農業委員会の必置規制の緩和など関係団体・組織のあり方を見直すとともに、地域の実情に応じた弾力的な組織運営を可能とすること。
(8) 流通・加工対策の推進
地域の農産物の高付加価値化、販路の拡大をはかるため、加工・貯蔵・流通技術等の開発を促進するなど、その条件整備をはかること。

5、農山村地域活性化対策の拡充と生活文化環境等の整備
(1) 農山村地域振興対策の総合的推進

地域の就業・所得機会の拡大をはかり、若者の定住をはかるため、農林業をはじめ地域資源を生かした多様な産業の振興を総合的に推進すること。

また、都市と比べて立ち遅れている農山村の道路、集落排水施設、情報関連施設等生活文化環境の整備を推進すること。

(2) 中山間地域等直接支払制度の推進
中山間地域等直接支払制度については、高齢化等により維持・存続が危ぶまれる集落を支援するための新たな仕組みを構築するとともに、制度要件の弾力化や事務負担の軽減等に努めると。

(3) 農山漁村と都市との共生・対流の推進
農山漁村地域の活性化や都市と農山漁村の共生・対流をはかるため、農山漁村情報の都市側への提供体制を強化するとともに、農山漁村での受け入れに係る旅館業法等の諸規制について地域の実態に即して弾力的な運用を可能とすること。

(4) 地方財政措置の充実
農山漁村地域の活性化と多面的機能の発揮をはかるため、「農山漁村地域活性化対策」及び「国土保全対策」について適切な措置を講じること。

6、農業技術の開発の推進
生産性の向上や経営体質の強化等をはかるため、地域の特性に応じた農業に関する研究及び普及並びに消費者ニーズに応じた新しい食品の加工及び開発に関する研究を推進すること。
特に、遺伝子組み替え技術を活用して生産した農畜産物については、環境

への影響や安全性の確保に十分配慮すること。

15、森林・林業対策の推進

我が国の森林・林業を取り巻く環境は、国産材利用の回復の兆しがあるものの、木材価格の低迷、林業従事者の減少等依然として厳しい情勢にあり、山村では過疎化・高齢化が進行している。

町村は地域森林の維持管理において、大きな役割を担っているが、国土保全、水源かん養等年間70兆円を超える森林の多面的・公益的機能の発揮や地球温暖化防止に向けた京都議定書の目標達成のためには、新たな「森林・林業基本計画」に基づき森林の整備、国産材の利用拡大、山村の活性化を着実に推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現された。

1、「森林・林業基本計画」に即した施策の総合的推進

(1)「森林・林業基本法」に基づき新たに策定された「森林・林業基本計画」に即し、国民のニーズに応えた多様な健全な森林の整備や国産材の利用拡大を軸とした林業・木材産業の再生に向けて、森林・林業施策を総合的・計画的に推進すること。

(2)森林の多面的・公益的機能の持続的な発揮をはかり、森林・林業・山村対策の抜本的な強化をはかるため、水や二酸化炭素排出源等を課税客体とする新たな税財源として全国森林環境税や環境税(温暖化対策税)の創設・導入をはかるなど、国民的支援の仕組み

を構築すること。

2、林産物の特性に配慮した貿易ルールの確立

林産物に関するWTO交渉や各国とのEPA・FTA交渉等においては、地球環境の維持、森林資源の持続的利用の観点にたつて、輸出国、輸入国双方の林業・木材産業の健全な発展に資する貿易制度の確立、違法伐採を抑制するルールづくりに努めるとともに、関税の引き下げ等により国内林業の採算性がこれ以上悪化することのないよう配慮すること。

3、森林管理対策の充実強化と森林基盤整備の推進

(1)京都議定書の目標を達成し、美しい森林づくりを推進するため、森林所有者や地方負担の大幅な軽減をはかり、間伐等の森林整備の遅れを解消するとともに、広葉樹林化、長伐期化、複層林化等により、多様な森林への誘導をはかること。

また、間伐材の利用促進をはかるとともに、間伐推進に係る補助事業の対象に、「巻き枯らし」など地域独自の方法を追加すること。

(2)違法に伐採された木材は使用しないという基本的な考え方のもとに、その輸入に対する監視体制を強化するとともに、その使用に対し厳格な対応を求めること。

(3)シカ、イノシシ、サル、クマ等の野生鳥獣による林業被害が広域化・深刻化しているため、町村が主体的に対策に取り組むことができるよう、新たな法的枠組みを創設するとともに、広葉樹林の植栽や里山の整備等野生鳥獣

縮減！ 時間外勤務

◇幹部職員は率先して定時退庁しよう

◇事務を効率的に進めよう



◇早出・遅出勤務を積極的に活用しよう

仕事と家庭生活を両立させよう！



総務省

の生息環境や人との棲み分けに配慮した森林づくりを推進するなど抜本的な対策を講じること。

また、松くい虫やカシノナガキクイムシ等の森林病害虫被害の拡散・増加を防ぐため、未発生地域に対する予防対策など防除制度の強化をはかるとともに、より効果的な駆除技術の開発や樹種転換、被害木等の利用を促進すること。

(4) 相続に伴う森林保有の細分化、世代交代による境界の不明確化、木材価格の低迷による採算性の悪化等から放置森林が増大しているため、森林経営の集約化や公的管理のための対策を強化すること。

特に、森林整備に関心の薄い不在村森林所有者に対する働きかけや啓発を強化すること。

また、林業経営の円滑な承継をはかるため、山林に係る相続税負担を軽減するとともに、公益性の高い森林の公有林化にあたっては、譲渡所得税の減免措置を講じること。

(5) 森林の有する多面的機能の発揮をはかるための地域活動を支援する森林整備地域活動支援交付金制度については、事務の簡素化や地域の実情に即した弾力的な運用に努めるとともに、引き続き適切な財政措置を講じること。

(6) 保安林の指定・解除にかかる権限については、地域の実情に精通している町村に移譲するよう措置すること。

(7) 森林法に基づき重視すべき機能に応じて区分された「水土保全林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」ごとに適切な森林整備を促進する

ため、森林整備保全事業計画に基づき森林整備事業及び治山事業を計画的に推進すること。

また、里山等の竹林化を防止するため、侵入竹の駆除対策や簡易で効果的な駆除方法を早急に確立するとともに、竹材の用途開発や利用を拡大すること。

(8) 林道等の新設・改良を推進するとともに、用地費については一般道路に準じた扱いとすること。

また、森林管理道を補完する作業路の開設や災害時の復旧については、森林管理道に準じた扱いとすること。

(9) 国民参加の森林や緑を守る運動を推進するため、緑化推進事業、ボランティア活動に対する適切な措置を講じること。

(10) 廃棄物の不法投棄による森林環境の悪化を防止するため、町村が行う森林保全活動に対し適切な措置を講じること。

4、担い手の育成と経営改善

(1) 林業労働力の確保・育成をはかるため、通年雇用制度の確立、社会保障制度の整備、研修制度等を充実すること。

また、新規就業者の確保をはかるため、緑の雇用担い手対策事業における技術・技能を習得するための研修期間を延長するとともに、住宅確保対策等必要な措置を講じること。

(2) 競争力のある木材産地を形成するため、担い手への森林施業や経営の集約化、木材の加工流通体制の整備を推進すること。

(3) 農林漁業金融公庫資金及び木材産

業等高度化推進資金の貸付枠の確保貸付条件の改善を行うこと。

5、国産材の安定供給と需要の拡大

(1) 木材産業の体質強化をはかるため、木材の拠点的加工・流通施設等を整備するとともに、流域一体となった原木の安定的供給体制を推進すること。

(2) 国産材素材価格の安定をはかるための対策を講じるとともに、需要拡大と品質の向上をはかるため、木材の乾燥の促進等に対する支援や集材材等の高次加工技術の研究開発を強化すること。

また、国産材を利用した場合の優遇措置や木材利用に関する規制緩和、情報提供、PR活動により、国内需要の拡大をはかるほか、輸出促進に向けた環境の整備をはかること。

(3) 公共建物、公共土木事業、住宅建設における国産材の利用促進をはかるとともに、林地残材等の木質バイオマスエネルギーとしての活用をはかるため、ガス化等の技術開発及び施設整備に対する支援を強化すること。

6、森林・林業行政に係る地方財政措置の充実

(1) 担い手対策、公有林化、上下流連携による森林整備、地域材の利用を一層促進するため、「森林・林業振興対策」及び「国土保全対策」について、適切な措置を講じること。

(2) 町村における森林・林業行政の充実をはかるとともに、森林整備促進の実効性を高めるため、地方交付税における基準財政需要額に森林面積を測定単位として算入する「森林・林業行政

費」を新設するなど所要の財政措置を講じること。

16、水産業対策の充実

我が国の水産業は国民の健康で豊かな食生活の一翼を担っており、また、漁村は水産業の健全な発展のための基盤たる役割を担っている。

しかし、水産業及び漁村をめぐる環境は、水産資源の低迷や漁業生産の担い手の減少・高齢化、輸入の増大等による水産物価格の低迷、さらには漁船用燃油価格の高騰等極めて厳しい状況にある。

このような状況に的確に対処し、水産業の一層の振興と活力ある漁村の形成をはかるためには、新たな「水産基本計画」に基づく具体的施策の早期実施等水産業対策をさらに充実させる必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

い。

1、新たな「水産基本計画」に基づく具体的施策の推進

水産物の安全と安定供給を確保し、併せて水産業の健全な発展と漁村の振興をはかるため、「水産基本法」に基づき新たに策定された「水産基本計画」及び「水産基本計画工程表」を踏まえ、経営安定対策や資源回復対策など、具体的な施策の速やかな推進をはかること。

2、水産物の安全・安心の確保と供給体制の整備

(1) 水産物の食品としての安全と安心を確保するため、衛生管理体制を強化するとともに、消費者の適切な消費行

動に資するため、生産履歴や原産地表示など適正な情報提供に関する対策を強化すること。

特に、近年、輸入水産物を原料とする加工食品が増えていることから、「加工食品の原料原産地表示」の対象品目を拡大し、適正な表示が行なわれるよう措置すること。

(2) 魚食の普及に努めるとともに、地域水産物の特色を活かしたブランド化推進のための対策を強化すること。

(3) 産地市場の統合及び機能強化により、水産物流通の合理化・情報化を一層推進するとともに、水産加工地域の再生と水産加工工業の体質強化を推進すること。

(4) 水産物の需給と価格の安定化をはかるため、漁獲物の調整保管や産地販売力の強化のための対策を拡充すること。

また、世界的な水産物需要の高まりに対応し、水産物の輸出促進に向けた環境整備をはかること。

3、適切な資源管理に資する貿易ルールの確立

水産物に関するWTO交渉及び各国とのEPA・FTA交渉等においては、各国がそれぞれ自国の水産資源を適切に管理することを促進する貿易ルールの確立を目指すとともに、我が国の水産業の安定と発展に支障が生じることのないよう、関税の引き下げ、非関税措置の撤廃が行われることのないよう努めること。

特に、のり養殖業など国内水産業の経営維持の必要から設けられている輸入割当制度(IQ制度)については、

その堅持をはかること。

4、漁業経営対策の強化と漁業就業者の確保・育成

(1) 漁業経営の安定をはかるため、特に漁船漁業の構造改革を進めるとともに、収入の変動による影響を緩和するための新たな経営安定対策の早期導入をはかること。

また、漁船用燃油価格等の高騰は、漁業経営に深刻な影響を与えているので、金融規制対策や省エネルギー型漁業の確立・普及など、必要な対策を早急に講ずること。

(2) 漁業経営の基盤強化を支援し、漁業就業者の確保・育成をはかるため、労働環境の改善、漁業技術や経営管理能力の向上等の諸対策を総合的に推進するとともに、外国人研修制度の拡充をはかること。

(3) 合併を行う漁協に対する支援や漁協の人材の育成等、漁協に関する施策を引き続き推進すること。

(4) 漁業共済制度が、漁業経営の安定対策として実効あるものとなるよう、制度の見直しを推進するとともに、制度の普及及び加入の促進等に努めること。

5、資源管理対策の強化と操業秩序の確立

(1) 我が国周辺水域の資源回復を加速し、その持続的利用をはかるため、資源回復計画の作成・普及、漁獲努力量の適正化、多元的な資源管理型漁業の推進に努めること。

近年、大量発生が繰り返され沿岸漁業に大きな被害を及ぼしている「大型くらげ」対策を強化するとともに、ト

ド、ナルトビイ等による漁業被害の軽減対策を推進すること。

また、あわび、うに等の沿岸定着性水産動物資源に対する密漁について、罰則の強化やすべての漁船に船位報告機器の搭載を義務づけるなど、効果的な防止対策を講ずること。

(2) 遊漁における資源利用の適正化及び遊漁船業に対する指導の強化に努めること。

(3) 日韓及び日中の漁業協定の発効以来、特に韓国漁船による違法・無謀操業が我が国の漁船の操業及び水産資源に大きな影響を及ぼしているため、指導・取締体制を一層拡充・強化するとともに、協定水域全域における操業秩序の確立をはかること。

6、つくり育てる漁業の推進と内水面漁業の振興

(1) 栽培漁業の継続的かつ積極的な事業展開をはかるため、栽培技術の開発、指導及び関連施設の整備等に努めるとともに、漁場の造成等に合わせ種苗放流を一体的に推進すること。

また、良好な養殖漁場の確保に努めるとともに、その環境の維持・改善を推進する等、養殖業にかかる施策の充実・強化に努めること。

(2) 内水面漁業・養殖業の一層の振興をはかるとともに、全国的に発生している「コイヘルペスウイルス病」等魚類疾病対策の強化をはかること。

また、内水面漁業や生態系に悪影響を与えている外来魚やカワウ等に対する防除対策を講じるとともに、地域特有の魚類の生態系に配慮した増殖手法を確立すること。

7、活力ある漁村づくりと水産基盤整備の計画的推進

(1) 水産業・漁村の多面的機能の維持増進と離島漁業の再生をはかるため創設された「離島漁業再生支援交付金」については、必要な予算を確保するとともに、適用地域を離島以外の条件不利地域へも拡大すること。

(2) 漁村の生活環境の総合的整備と都市との交流促進等により漁村の活性化をはかるとともに、災害に強い漁村づくりを推進すること。

(3) 新たな「漁港漁場整備長期計画」のもとに、産地機能の強化、施設の着実な維持更新をはかるとともに、魚礁の設置や藻場・干潟の保全・造成等により水産資源の回復に努めること。

(4) 海岸災害の防止対策を強化するとともに、自然環境の保全や都市との交流など、地域のニーズに対応した海岸整備を計画的に推進すること。

8、漁場・沿岸環境保全対策の推進

(1) 漁場環境及び生態系の保全をはかるため、漁民の森づくり活動や間伐材の漁具・魚礁への利用促進を支援するとともに、磯焼け対策の強化と水質の改善等に努めること。

(2) 赤潮・貝毒及び有害物質による漁業被害防止等に関する技術開発を促進し、水産関係の環境問題全般についての対策を早急に確立すること。

(3) 海浜及び漁場の美化を総合的に推進する施策の充実をはかること。

特に、町村の海浜清掃等環境美化運動に対し積極的に支援すること。

(4) 漁具、漁網、FRP漁船など漁業系廃棄物の処理・再利用システムを確

立するとともに、処理・再生体制を整備すること。

また、外国等からの漂流・漂着ゴミに関して、本年度から関係省庁において対策が創設・拡充されたが、対象が「漂着量が1,000立方メートル以上の場合に適用」とされるなど、地域においては活用し難いものもある中で、多大な財政的負担等を強いられる町村が十分に活用できるように、適切な措置を講じること。

(5) 「有明海及び八代海を再生するための特別措置法」に基づき、引き続き当該海域の環境の保全・改善、水産資源の回復等の措置を講じること。
9、海外漁場の確保等

(1) 漁船漁業の経営を安定させるため、国際的な資源管理に貢献するとともに、海外における遠洋漁業の漁場の確保に努めること。

(2) 鯨類による魚類の捕食量が漁業生産に与える影響が看過できない状況にあるので、その影響の減少と鯨類資源の合理的利用をはかるため、捕鯨業の早期再開に向けて努力すること。

特に、地域の活性化と漁業資源の保全をはかる観点から、沿岸小型捕鯨再開の早期実現に取り組むこと。

10、試験研究と技術開発の推進
水産各分野の持続的発展をはかる上で不可欠な試験研究・技術開発については、課題の重点化と一層の効率的な推進をはかること。
11、漁村地域に対する地方財政措置の充実

漁村は、辺地、離島、半島等条件不利地域にあり、財政基盤も脆弱な町村

が多いことから、農山漁村対策にかか

17、地域商工業振興対策の推進

農山漁村地域における農林水産業と商工業の均衡ある発展及び雇用の確保に資するため、地域産業の育成並びに企業立地の推進をはかる必要がある。よって、国は次の事項を実現された

1、地域産業の育成と工業等の導入促進
(1) 厳しい状況にある地域経済の再生をはかるため、産学官のネットワーク等による産業集積（産業クラスター）の促進と広域市町村レベルでの産業施設の集約化を推進すること。

また、新たに制定された「中小企業地域資源活用促進法」等に基づき、地域のもつ資源や技術を活用した新たな産業の創出や起業化等について積極的な支援を行なうこと。
(2) 「農村地域工業等導入促進法」に基づく第8次農村地域工業等導入基本方針を早急に策定するとともに、その策定にあたっては、農村地域の実情や我が国の産業構造の変化を踏まえ、対象業種の拡大をはかること。

また、同法に基づく固定資産税の課税免除に伴う減収補填措置の期間延長をはかること。
(3) 地域の伝統的工芸品産業の振興をはかるため、技術の継承、意匠の開発製作や販売の場の提供などに対し、積極的な支援を行うこと。

2、地域商工業対策の充実
(1) 地域中小小売店の振興や空洞化が

深刻化している町村の中心市街地の活性化をはかるため、商業基盤整備や空き店舗対策、イベントの開催や買い物バスの運行などに対する適切な措置を講じること。

(2) 地域商工業の支援ニーズに迅速かつ的確に対応し得るよう、商工会等による経営指導体制の強化など適切な措置を講じること。

(3) 中小企業の資金需要に円滑に対応できるように政府系中小企業金融機関については、貸付規模の確保と貸付条件の改善をはかること。

また、資金繰りが悪化している中小企業の資金調達の円滑化をはかるため、中小企業に対する信用補完制度を充実強化すること。

(4) 中小企業の後継者への事業承継を円滑にするため、非上場株式の贈与及び相続が後継者の大きな負担となっていることから、税制面での優遇措置をはかること。

(5) 原油価格の高騰等により収益が圧迫され、価格転嫁が困難となっている中小企業等に対して、金融、税制両面からの支援を強化すること。

18、生活環境の整備促進

国民が真に豊かさを実感できる住みやすい地域社会をつくるため、生活環境の整備対策を強力に実施する必要がある。よって、国は次の事項を実現された

1、水道施設の整備促進
(1) 上水道施設 簡易水道施設の整備

について適切な措置を講じること。

(2) 高料金水道に対する財政措置を充実すること。

(3) 水道施設の再構築事業及び安全強化について財政措置を講じること。

2、汚水処理施設の整備促進

(1) 次期「社会資本整備重点計画」を策定するにあたっては、下水道事業について、所要の事業量を確保するとともに、整備が立ち遅れている町村の下水道整備を重点的に推進する等、適切な措置を講じること。

(2) 農業集落排水事業、漁業集落排水施設整備事業の整備について適切な措置を講じること。

(3) 浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業の整備について適切な措置を講じること。

(4) 各種汚水処理事業において、処理施設への相互接続の弾力化、水質検査項目等の統一をはかる等、汚水処理事業の効率的、一体的な整備を行えるよう配慮すること。

また、各種汚水処理事業の推進にあたっては、建設費及び運営経費の低減化をはかることから、地域の実情に合った簡易な施設の整備ができるよう、整備形態及び補助採択基準等の弾力化をはかること。

(平成18年度末の汚水処理人口普及率 全国ベース82・4%、5万人未満の市町村65・5%)

3、次期「社会資本整備重点計画」を策定するにあたっては、都市公園等事業について、所要の事業量を確保するとともに、整備が立ち遅れている町村の都市公園等事業を重点的に推進する等、適切な措置を講じること。